

令和 6 年 4 月 8 日

各 位

宮崎大学農学部長
國武 久登

宮崎大学農学部では、下記の要領で、教員を公募します。

記

1. 職名および人員 教授 1 名（女性限定）
2. 所 属 獣医学科（産業動物衛生学研究室）
3. 教育研究分野 動物衛生学（原則として科研費分科細目表による）
4. 担当授業科目；学部
（予定）
 - 1) 動物衛生学
 - 2) 動物衛生学実習
 - 3) 家禽疾病学
 - 4) 産業動物衛生学専修実験Ⅰ・Ⅱ
 - 5) 獣医畜産法規（分担）
 - 6) 動物衛生疾病学（分担）
 - 7) 欧文獣医学演習Ⅰ・Ⅱ（分担）
 - 8) 畜産学実習（分担）
 - 9) 応用獣医学入門（分担）
 - 10) アドバンス応用獣医学Ⅰ（分担）
 - 11) アドバンス野生動物獣医学（分担）
 - 12) 産業動物参加型臨床実習（分担）
 - 13) 農学部共通科目（分担）
 - 14) 教養教育科目（分担）
 - 15) 卒業論文（分担）；大学院 1) 医学獣医学総合研究科（博士課程・修士課程）の授業科目
5. 応募資格 女性で以下の条件を満たす方
 - 1) 学位（博士）を有すること
 - 2) 獣医師免許を有することが望ましい
 - 3) 当該分野で優れた研究実績のあること
 - 4) 獣医学教育の経験があることが望ましい
 - 5) 牛、豚、鶏などの産業動物の取り扱いに慣れており、それらの動物を用いた教育ができることが望ましい
 - 6) 大学における教育・研究・管理運営・社会貢献（国際交流を含む）についての能力と熱意のあること
 - 7) 宮崎大学大学院医学獣医学総合研究科（修士課程及び博士課程）の教育・研究指導ができること
 - 8) 決定後、速やかに着任できること（令和 6 年 9 月 1 日採用予定）
6. 応募書類
 - 1) 履歴書（様式第 2 号）
 - 2) 業績目録等（様式第 3～10 号）
 - 3) 主要論文の別刷（5 編まで、各一部、コピー可）
 - 4) 本人について照会できる方 2 名の氏名と連絡先（様式任意）※様式第 2～10 号は宮崎大学農学部のホームページよりダウンロードしてください。
「宮崎大学農学部 HP→教員・研究紹介→教職員募集」
<https://www.miyazaki-u.ac.jp/agr/research/recruitment/>

7. 応募方法 電子メールまたは郵送

電子メールの場合は記載した応募書類を PDF ファイルとして電子メールに添付し、下記提出先の E-mail アドレスにお送りください。その際、電子メールの件名に「獣医学科・動物衛生学分野教員公募応募」と明記してください。ファイルを受け取り次第、受理したことを連絡します。

送信後、3日以内にこちらからの電子メールの受理通知が届かない場合はお問い合わせください。

郵送の場合は封筒に「獣医学科・動物衛生学分野教員公募応募書類」と朱書きし、書留で郵送してください。

8. 応募期限 令和6年5月7日（火曜日）必着

9. 応募書類の提出先 〒889-2192 宮崎市学園木花台西 1-1
宮崎大学農学部長 國武久登
E-mail: noujimu@of.miyazaki-u.ac.jp

10. 選考方法 書類審査により選考する。また、必要に応じて面接（プレゼンテーション・模擬講義等）を行なう。

11. 選考結果の通知 本人宛に通知する。

12. 待遇 勤務時間 : 原則として専門業務型裁量労働制（週 38 時間 45 分相当、1 日 7 時間 45 分相当）を適用

休日 : 土・日・祝祭日・年末年始（12 月 29 日～1 月 3 日）

休暇 : 年次有給休暇、その他特別休暇（結婚、忌引、リフレッシュ、夏季、病気、産前、産後）、育児休業（無給）等

給与 : 本学の就業規則等に定めるところによります。学歴、職務経験等を考慮して決定します。

保険等 : 共済保険、雇用保険、労災保険等に加入

試用期間 : 有（採用の日から 6 箇月間）

任期 : 5 年（再任可 : 採用から 4 年が経過した後に再任審査があり、再任可の場合には任期制を適用しない教員として更新されます。）

雇用者 : 国立大学法人宮崎大学

備 考

1. 問合せ先 〒889-2192 宮崎市学園木花台西 1-1 宮崎大学農学部

獣医学科・動物衛生学分野教員選考委員会 委員長 光田 靖

Tel: 0985-58-7183

E-mail: mitsuda@cc.miyazaki-u.ac.jp

2. 応募書類は返却しません。また、応募者の個人情報関連書類に関しては、大学の規定等に則り、選考終了後に適切に処理させていただきます。

3. 面接に伴う旅費、宿泊費等は応募者負担とします。

4. 「男女雇用機会均等法」第 8 条（女性労働者に係る措置に関する特例）に基づき、女性教員の割合が相当程度少ない本学の現状を積極的に改善するための措置として、女性に限定した公募を実施します。